

令和5年度第1回山形地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和5年7月7日（金）午後1時30分～午後2時40分
- 2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）
- 3 出席者 委員13名
公益 押野委員、コーエンズ委員、丸山委員、村山委員
労働者側 石川委員、遠藤委員、大類委員、西部委員
使用者側 岩田委員、太田委員、大沼委員、鈴木委員、丹委員
【欠席】公益・本間委員、労働者側・柿崎委員

山形労働局 小林山形労働局長、富田労働基準部長、高橋賃金室長、
那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

- (1) 会長、会長代理の選出
- (2) 審議会運営規程等及び諮問から答申への流れについて
- (3) 中央最低賃金審議会全員協議会報告について
- (4) 議事の公開・非公開の取扱いについて
- (5) 山形県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (6) 審議日程について
- (7) 専門部会の設置について
- (8) 関係労使からの意見聴取について
- (9) その他

5 議事経過

○事務局：高橋 ただ今から令和5年度第1回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。賃金室長の高橋と申します。本日の会議は審議会委員の改選後初めての会議であり会長の選出前でございますので、慣行にしたがいまして労働局長が招集いたしました。会長が選出されるまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。当審議会の会議開催に必要な委員の定足数は最低賃金審議会令第5条第2項により委員の3分の2以上、又は公労使委員の各3分の1以上の出席が必要と定められております。本日は、公益委員4名、労働者側委員4名、使用者側委員5名、計13名の出席がございますので定足数を満たし当審議会が有効に成立していることをご報告いたします。本日の審議会は公開での開催でございます。傍聴の方と報道機関の取材記者の方が入っております。カメラ撮影については冒頭の部分と諮問文受渡しの部分を許可しております。それでは、初めに山形労働局長の小林よりご挨拶を申し上げます。

○小林労働局長 山形労働局長の小林でございます。本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、山形地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、労働行政、とりわけ最低賃金審議会の運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことに対し、重ねて感謝を申し上げます。皆様には、本年4月から2年間、

当審議会の第 53 期の委員をお願いしております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ご承知のとおり、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定や労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保、更には国民経済の健全な発展に寄与するという大変重要な役割を担っております。昨年度の山形県最低賃金の審議におきましては、委員の皆様が精力的に審議を進めていただいた結果、これまでで最高の 32 円引上げの 854 円で 10 月 6 日に改正発効することができました。また、産業別の特定最低賃金につきましても、四業種すべてが全会一致でそれぞれ 31 円の引上げで 12 月 25 日に改正発効することができました。改めて厚くお礼を申し上げます。今年度におきましては、6 月 16 日に閣議決定された新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画並びに経済財政運営と改革の基本方針の中で最低賃金については二点盛り込まれております。ご紹介しますと、全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて公労使三者構成の最低賃金審議会ですっきりと議論をいただくこと、もう一点は地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図ること、この大きく二点が盛り込まれております。本県の審議におきましては、物価高、原材料費や資源価格の高騰など先行きが不透明な要素が多々ある中で、経営を安定させ、生産性の向上を図るための適切な価格転嫁により賃金の引き上げにつなげていくという、地域経済の活性化に向けては今年度大変重大な局面を迎えているという中で、この最低賃金についても昨年以上に中々難しい審議が想定されると思っております。それ故、皆様には大変ご苦勞をおかけするかと思っておりますけれども、何とぞご理解の上で、ご審議のほど、お願ひ申し上げまして、簡単ではございますが開催のご挨拶とさせていただきます。

○事務局：高橋 本日は今年度最初の会議でございますので、ここで委員の皆様の紹介をいたします。お手元に審議会委員の名簿をお配りしておりますので、ご覧いただければと思います。初めに公益委員でございます。押野委員です。コーエンズ委員です。本間委員、今日のご欠席です。丸山委員です。村山委員です。次に労働者側委員でございます。石川委員です。遠藤委員です。大類委員です。柿崎委員、今日のご欠席です。西部委員です。次に使用者側委員でございます。岩田委員です。太田委員です。大沼委員です。鈴木委員です。丹委員です。次に事務局を務めます労働局の職員を紹介いたします。労働基準部長の富田です。賃金指導官の那須です。賃金係の丹野です。私は賃金室長の高橋と申します。事務局一同、円滑な審議会運営に向けて努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議事の 1 会長、会長代理の選出を行いたいと思っております。会長及び会長代理については、最低賃金法第 24 条第 2 項及び第 4 項の規定によりまして、公益委員のうちから選出をすることとされております。それでは、会長の候補者として村山委員をご提案申し上げます。また、会長代理の候補者として本間委員をご提案申し上げます。委員の皆様、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、会長は村山委員にお願ひいたします。会長代理は本間委員にお願ひいたします。それでは、これ以降の進行については村山会長にお願ひいたします。

○村山会長 ただ今、会長に再任いただきました村山です。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。今年度は、消費者物価の大幅な上昇、春闘における大幅な賃上げ、さらには企業業績の改善に伴う税収が史上最高を記録したというニュースがそれぞれ流れている状況でありまして、最低賃金も大幅な引き上げの方向性が維持されることになるであろうと考えているところであります。他方、企業物価の上昇が、特に価格転嫁を進めることが難しい本県の中小企業にとって重荷になっている面もあろうかと思っております。この点につきまして労使双方

から建設的なご議論をいただき、その結果、全会一致で地域最低賃金が決定できることを願っているところであります。本年もご審議よろしくお願い申し上げます。それでは、報道関係者の皆様、カメラ撮りは一旦ここまでとさせていただきますのでご着席ください。審議を始めるに当たり事務局から報告事項がありましたらお願いします。

○事務局：高橋 246 ページ資料VI-1 をご覧ください。5月18日に山形県労連より山形労働局長あてに最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請書の提出がございました。要請の趣旨は最低賃金を大幅に引き上げること、ランク制を廃止し全国一律最低賃金制度を確立すること、中小企業に対する支援制度を拡充すること、などでございます。次に248 ページ資料VI-2 をご覧ください。6月23日付けで山形県弁護士会より山形労働局長及び山形地方最低賃金審議会あてに最低賃金額の引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明の送付がございました。声明の趣旨は山形県最低賃金を大きく引き上げること、労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべき、という内容でございます。次に250 ページ資料VI-3 をご覧ください。6月23日付けで山形県労連より山形労働局長あてに価格転嫁の円滑化により地域経済の活性化に取り組む共同宣言を歓迎する旨の声明文の送付がございました。3月24日に県内の経営者団体と連合山形、山形県知事、東北経済産業局、山形労働局などが連名で行いました価格転嫁の円滑化により地域経済の活性化に取り組む共同宣言について、県内の経営者団体がこのような宣言に参加し率直な思いを表明したことは極めて重要であり、賛意を表明する。この共同宣言や昨年の答申の付帯決議に盛り込んだ賃上げできる環境整備をという経営者の思いを最賃審議の場においても政府や中央最低賃金審議会に対して強いメッセージとされることを期待する、との内容でございます。次に252 ページ資料VI-4 をご覧ください。6月27日に連合山形より山形労働局長あてに2023年最低賃金に関する要請書の提出がございました。要請の趣旨は最低賃金法第1条に定める目的が達せられる最低賃金額に決定されるよう審議会運営に努めること、特定最低賃金について労使のイニシアティブを発揮した審議となるよう運営すること、最低賃金の履行確保に向けた監督体制を強化すること、などでございます。加えまして、こちらに積み上げてございます。最低賃金を1,000円に引き上げること、基幹的労働者にふさわしい特定最低賃金の水準を確保すること、等を求める要請署名38,475筆の提出がございました。以上、ご報告申し上げます。

○村山会長 それでは、議事の2に進みます。審議会運営規程について事務局から説明をお願いします。

○事務局：高橋 2 ページ資料I-2 をご覧いただきたいと思っております。山形地方最低賃金審議会の運営規程でございます。最低賃金審議会は、最低賃金法第20条から第26条及び最低賃金審議会令によって運営されることとなります。最低賃金法及び最低賃金審議会令によって定められていない詳細事項については当審議会の運営規程に則って運営をすることとなります。主な条文についてご説明いたします。第4条、審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について山形労働局長から調査審議を求められたときは最低賃金法第25条第2項の規定に基づいて専門部会をおく、専門部会に関する運営規程は別にこれを定める、と規定しております。次の4ページ、5ページが専門部会の規程でございます。戻っていただきまして、第6条、会長は会議の議長となり議事を整理する、となっております。第7条、会議は原則として公開とする。ただし公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれが

ある場合や率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には会長は会議を非公開とすることができる、となっております。第8条、会議の議事については議事録を作成し議事録と会議資料は原則として公開する、ただし公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には会長は議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる、となっております。議事録を非公開とする場合には議事要旨を作成して公開する、となっております。こういったところが主な内容でございます。

○村山会長 ただ今説明がありました運営規程につきまして、質問、ご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、この現行の運営規程に則って今後の審議を進めていくことといたします。次に諮問から答申の流れについて説明をお願いします。

○事務局：高橋 7ページ資料I-5をご覧くださいと思います。地域別最低賃金の改正手続きの流れについてご説明いたします。本日、これから地域別最低賃金の諮問がなされることになっております。諮問がなされますと、最低賃金法第25条第2項及び当審議会運営規程第4条に基づきまして調査審議を行うための専門部会を設置することとなります。専門部会は公労使各3名、計9名の委員で構成し、改正金額を調査審議し、審議の結果を部会長から審議会会長に報告をすることになります。会長はその報告を受けて審議会において議決し労働局長に答申することになります。

○村山会長 ただ今説明がありました諮問から答申への流れについて、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。特にご意見はないようですので、このような流れで進めていくことといたします。続いて、議事の3中央最低賃金審議会全員協議会報告について事務局から説明をお願いします。

○事務局：高橋 8ページ資料I-6をご覧くださいと思います。これは中央最低賃金審議会目安審議の在り方に関する全員協議会報告でございます。委員の皆様には4月にお送りしておりますので既に目を通してくださったと思いますので、特に地方審議会にも関わる点についてポイントをご説明いたします。報告書の2ページ(2)政府方針への配意の在り方についてですが、目安審議においては、時々々の事情として政府方針も勘案されているが、最低賃金法の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要、ということでございます。政府方針が審議会の審議を過度に縛るようなことがあってはならない、ということでございます。次に(3)議事の公開についてですが、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえまして、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当、ということでございます。次に報告書の3ページの2地方最低賃金審議会における審議に関する事項(1)目安の位置付け、についてですが、目安は地方最低賃金審議会の審議において全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではない、ということでございます。(2)ランク制度の在り方、47都道府県の総合指数の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じることや、地域別最低賃金の差が開く可能性が高くなること等を踏まえ、ランクの数を4から3に見直す、ということでございます。ランクの振り分けについては、特に地域間格差の拡大を抑制する、ランク間の適用労働者数の偏りを是正するよう、3ランクに変化することの影響をで

きるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地域は現行のAランクと同じとし、ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする、等の考え方を総合的に勘案して決定した、ということでございます。通しページの22ページに新しい総合指数が載っております。山形は72.0で上から数えて37番目。Cランクになりました。通しページの24ページに前回、平成29年3月28日の全員協議会報告の総合指数を載せてありますので今回の総合指数と比べてご覧いただくとわかりやすいかと思えます。一番下の沖縄が6年前63.1だったのが今回68.5と5.4ポイント上昇しております。今回の沖縄の68.5を前回の表に当てはめると、下から9番目の長崎が68.5でちょうど同じです。そのくらい全体の差が縮まっていて、四つに分けるほどの差がなくなってきたということでございます。報告書の6ページに戻っていただきまして、(3)発効日についてでございます。改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではなく、地方最低賃金審議会において10月1日や10月の早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられるが、発効日とは審議の結果で決まるもの、ということでございます。それと、二つ下の段落です。さらに、税・社会保障制度から始まる段落です。最低賃金額が上昇したにもかかわらず、税・社会保障制度上のいわゆる年収の壁を踏まえて就業調整が行われること、中には労働者の実質的な所得が向上しない事例も一部生じていることについて、公労使それぞれが重要な問題であるとの認識を示した、ということでございます。最低賃金がこれだけ上がってきますと山形県においても影響が出ているようでございます。

○村山会長 ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですね。では、議事の4議事の公開・非公開の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局：高橋 26ページ資料I-7をご覧いただきたいと思えます。当審議会の本審、専門部会の公開の状況の一覧を載せてございます。先ほどご説明いたしました中賃全員協議会報告において公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当とされましたので、これを機に、あらためて当審議会の状況について確認をいたしました。本審については、第2回の意見聴取の部分を除いて公開としているところでございます。専門部会については、まず、特定最低賃金のほうですが、第1回の合同専門部会は公開をしております、第2回以降の金額審議を行う回については非公開としているところでございます。地域別最低賃金の専門部会については、これまでは全て非公開にしておりますけれども、ここ数年の審議の進め方をみますと、第1回の専門部会については、役員選出、運営規程確認、審議日程確認、各側から基本的な考え方を表明していただく、という流れで行っておりまして、実質的な金額審議は第2回からという運営を行っておりますので、特定最低賃金の専門部会と同様に、地域別最低賃金についても第1回専門部会を公開することとしてはいかがかという提案でございます。審議会の会議は運営規程上、公開が原則でございます。会議を非公開とするかどうかの判断については、本審議会にあっては会長、専門部会にあっては部会長の権限でございますが、あらかじめ審議会全体で運用方針を確認しておきたいと考えましたので、本審議会においてご提案申し上げる次第です。ご審議のほどお願いいたします。

○村山会長 ただ今ありました、公開・非公開に関する提案ではありますが、まず、ご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特段ご意見はないとい

うことによろしいでしょうか。それでは昨年度までと若干変わってくるころがでます。今年には地域最低賃金の第1回専門部会を公開するというのをこの場で確認いたします。第1回専門部会におきましては傍聴人がいる形になっているのを前提に労使双方ご準備をお願いしたいと思います。続いて、議事の5山形県最低賃金の改正決定について、山形労働局長から諮問を受けることといたします。報道機関の皆様、諮問文の受け渡しの場面の撮影を許可いたします。

○小林労働局長 山形地方最低賃金審議会会長村山永殿、山形労働局長小林学、最低賃金の改正決定について諮問。最低賃金法第12条の規定に基づき、山形県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2023に配意した、貴会の調査審議をお願いします。

○村山会長 報道関係の皆様、カメラ撮りはここまでとしてください。諮問の理由について山形労働局から説明をお願いします。

○富田労働基準部長 ただ今、山形県最低賃金の改正につきまして、本審議会に調査審議をお願い申し上げたところでございますが、諮問の理由についてご説明を申し上げます。本県における現下の経済状況について、6月13日に山形県が発表した経済動向月例報告では、本県経済は一部に弱さがみられるものの緩やかに持ち直している、と総合判断しています。一方、分野別では鉱工業生産につきましては、このところ足踏み感がみられる、と判断しているところでございます。また、雇用情勢につきましては6月30日付けで発表しております県内の有効求人倍率は1.45倍となっております。基調判断としては山形県内の雇用情勢は改善している。今後とも物価高騰等が雇用に与える影響に留意する必要がある、としています。本県の賃金につきましては、毎月勤労統計調査地方調査結果速報によりますと令和5年3月のきまって支給する給与は、5人以上の事業所で前年同月比1.6%の増加、30人以上の事業所でも同じく0.6%の増加と28か月連続の増加となっております。このような状況を踏まえまして、山形県最低賃金の改正決定が必要と考え、ご審議をお願いいたしたく諮問をさせていただいたところでございます。どうか十分にご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○村山会長 ただ今の説明につきまして何か質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、さらに事務局から関連する資料について説明をお願いします。

○事務局:那須 それでは諮問の背景に関わる資料についてご説明をさせていただきます。31ページ以降が経済動向関係の資料になります。31ページ資料Ⅲ-1、4月20日に日本銀行が発表した地域経済報告さくらレポートになります。4月時点の各地域の景気判断の概要や地域別金融経済概況などが載っております。全国の状況と東北の部分を抜粋してあります。ご参考にご覧いただければと思います。少し飛びまして59ページ資料Ⅲ-2、6月9日に日本銀行が発表しました地域経済報告さくらレポートの別冊シリーズになります。こちらは、新型コロナ禍以降の企業における人材確保に向けた取り組みが記載してあります。ご参考にご覧いただければと思います。88ページ資料Ⅲ-3、7月3日に日本銀行山形事務所が発表しました山形県企業短期経済観測調査結果になります。県内企業90社から回答があり、6月調査では製造業、非製造業ともに悪化し、全産業ではマイナス7と前回調査から8ポイント悪化しました。製造業は電気機械が改善したものの、化学、はん用・生産用・業務用機械

が悪化したため、全体ではマイナス 12 と前回調査から 5 ポイントの悪化となりました。非製造業は卸・小売、運輸・郵便、宿泊・飲食・対個人サービスなどが悪化したため、全体ではマイナス 2 と前回調査から 10 ポイント悪化しています。また、先行きについては製造業、非製造業ともに改善を予測しています。96 ページ資料Ⅲ-4、こちらは 6 月 26 日に日本銀行山形事務所が発表しました山形県金融経済概況になります。全体感としまして、一部に弱さがみられるものの基調としては緩やかに持ち直している、最終需要の動向をみると、公共投資は横ばい、設備投資は前年を下回る動き、個人消費は緩やかに回復、住宅投資は下げ止まっている、生産は持ち直しの動きが足踏みしている、雇用・所得環境は持ち直している、消費者物価は前年を上回っている、となっております。101 ページ資料Ⅲ-5、毎月勤労統計調査地方調査結果速報令和 5 年 4 月分になります。山形県の賃金・労働時間・雇用の動きについて、本年 4 月分の状況になります。きまって支給する給与は 5 人以上で前年比 1.6% 増加、30 人以上の事業所でも同じく 0.6% と 28 か月連続の増加となっております。131 ページ資料Ⅲ-6、6 月 13 日に山形県が発表しました経済動向月例報告になります。一枚めくっていただきして、5 月と 6 月の比較が表示されております。総括判断は、本県経済は一部に弱さがみられるものの緩やかに持ち直している、個人消費は緩やかに持ち直している、鉱工業生産はこのところ足踏み感がみられる、雇用情勢は改善が続いている、となっております。134 ページから 135 ページがそれぞれの指数をまとめたものとなっております。個人消費は緩やかに持ち直している、住宅建設は前年の水準を上回った、企業倒産の件数は前年と同水準であり負債総額は前年の水準を下回った、物価は前年の水準を上回った、となっております。136 ページには全国と東北の経済動向が載っております。全国の動向は、景気は緩やかに回復しているとされており、東北の動向は緩やかに持ち直している、とされています。137 ページからは判断の基となる数値の山形県と全国の統計資料が載っております。後ほどご覧いただければと思います。少し飛びまして 152 ページ資料Ⅲ-7、山形県景気動向指数であります。令和 5 年 3 月の山形県景気動向指数は、前月と比較すると先行指数は 3.8 ポイント上昇、一致指数は 0.1 ポイント降下、遅行指数は 4.1 ポイント降下しております。169 ページ資料Ⅲ-8、6 月 30 日に山形県が発表しました令和 5 年 4 月速報の山形県鉱工業指数であります。季節調整済指数が 103.9 と前月に比べて 0.5% の低下、2 か月ぶりの低下となっております。東北と全国については上昇しております。185 ページ資料Ⅲ-9、6 月 12 日に日本銀行が発表しました全国の企業物価指数の令和 5 年 5 月速報値になります。ご参考にご覧ください。191 ページ資料Ⅲ-10、6 月 13 日に山形県が発表しました山形市における本年 4 月分の消費者物価指数になります。総合指数は 105.0、生鮮食品を除く総合指数は 104.6、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は 103.6、いずれも 0.4 ポイント上昇しています。次のページに 10 大費目指数の動きが載っております。196 ページから 197 ページにかけて山形市と全国の指数の推移が載っておりますので後ほどご覧いただければと思います。200 ページ資料Ⅲ-11、6 月 30 日に山形労働局が発表しました今年 5 月の雇用情勢になります。概況としましては、有効求人倍率、新規求人倍率のいずれも僅かに前月を下回っております。正社員有効求人倍率は、前年同月と同水準となっております。基調判断としましては、山形県内の雇用情勢は改善している。今後とも物価高騰等が雇用に与える影響に留意する必要がある、としています。237 ページ資料Ⅲ-13、ハローワーク山形で集計しました、今年 4 月分のパート労働者の求人・求職賃金に関しての情報となります。左上のオレンジ色のところになりますけれども、各職種の合計で求人賃金の上限の平均が 1,071 円、下限の平均が 980 円となっております。求職者が希望する求職賃金の平均は 945 円となっております。

○事務局:丹野 統計関係についてご説明させていただきます。238 ページ資料Ⅳ-1 です。

こちらは平成 26 年度から令和 4 年度までの山形県の地域別最低賃金と特定最低賃金の推移になります。続きまして 239 ページ資料Ⅳ-2 になります。山形県の賃金水準について、山形県の賃金と東京都及び全国加重平均とを比較した表になります。令和 4 年の地域別最低賃金をみますと、山形県は 854 円と前年度から 32 円アップしたのに対して、東京都は 1,072 円と 31 円アップでしたので、東京都を 100 とした場合、山形県は 79.7 となり前年より 0.7 ポイント、金額にして 1 円格差が縮まりました。同様に全国加重平均 961 円を 100 とした場合に山形県は 88.9 となり、全国加重平均との較差は前年より 0.5 ポイント、金額にして 1 円縮まりました。続きまして 241 ページ資料Ⅳ-4、こちらは、東北六県の平成 30 年度から令和 4 年度までの地域別最低賃金の改正状況を示した表になります。上から二つ目の表をご覧ください。平成 30 年度までは秋田、岩手、青森の北三県と山形とを比較すると山形県が高くなっておりましたが、令和元年度は横並びとなりまして、令和 2 年度は山形よりも秋田が 1 円低く、令和 3 年度は山形よりも岩手が 1 円低く、令和 4 年度は秋田と青森が 1 円低く、岩手と山形が 854 円で並んでいる状況になります。続きまして、242 ページ資料Ⅳ-5、山形県の賃金水準を他の東北五県と比較したのになります。この資料は最低賃金に関する基礎調査結果を基にしております、1 時間あたりの所定内賃金のデータから特性値を取り出してグラフにしたものになります。なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を除いたものになります。各特性値を比較してみますと、山形県の第 1・10 分位数は北三県と同額ですが、他は北三県よりいずれも高くなっております。なお、第 1・10 分位数は山形と福島は同額となりますし、第 1・4 分位数は福島が 880 円のところ山形は 890 円と上回っております。続きまして 243 ページ資料Ⅳ-6、毎年 4 月時点での平成 29 年から令和 4 年までの山形市における世帯人員別標準生計費の推移で、世帯人員 1 人から 5 人までについて表にしたものになります。令和 4 年につきましてはどの世帯人数でも前年より下がっています。めくっていただきまして 244 ページ資料Ⅳ-7、こちらは山形市における世帯人員 1 人の標準生計費の推移となっております。245 ページ資料Ⅴ-1、中小企業・小規模事業所に対する支援事業の取組状況です。業務改善助成金についてですが、令和 4 年度においては、助成額の上限引上げ、助成対象経費の拡大、対象事業場の拡大、申請期限の延長など、より利用しやすい制度となるよう更なる改善を図ったところであり、令和 4 年度の申請件数は 81 件と増加しております。少し飛びまして 254 ページ資料Ⅶ-1、令和 4 年 10 月 28 日に閣議決定されました物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策の関係部分抜粋になります。参考にご覧ください。続きまして 261 ページ資料Ⅶ-2、本年 3 月 24 日に県内の経営者団体と連合山形、山形県知事、国の行政機関等が連名で行いました価格転嫁の円滑化により地域経済の活性化に取り組む共同宣言になります。続きまして 263 ページ資料Ⅶ-3、6 月 16 日に閣議決定されました新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版の関係部分抜粋になります。めくっていただきまして 270 ページ資料Ⅶ-4、6 月 16 日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針 2023 の関係部分抜粋になります。最低賃金につきましては、全国加重平均 1,000 円達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては引き続き是正を図るため最高額に対する最低額の比率を上げる、と示されました。

○村山会長 ありがとうございます。ただ今の資料関係の説明についてですが、何か質問等はございませんでしょうか。大量な資料ですので、今後、読み込んでいただいてその過程で何か疑問点が出ましたらその時にお寄せいただければと思います。今日の段階では特段質問はよろしいですかね。それでは先へ進みます。本日、先ほど地域最低賃金の改正につきまして諮問を受けておりますので、この段階におきまして労使各側から基本的なご意見を伺っ

ておきたいと思います。まず労働者側いかがでしょうか。

○労働者側：石川委員 連合山形の石川と申します。労働者側を代表いたしまして私の方から意見を述べさせていただきます。全国的にみても超少子高齢化、人口減少という構造課題に直面する中、20年余に及びデフレ経済なども相まって、不安定雇用や格差が拡大しております。県内の人口減少の内訳をみますと15歳から64歳の生産年齢層の中でも15歳から24歳の年齢層の県外転出が多く見て取れます。現に県内有効求人倍率は直近の5月で1.45倍、全国では1.31倍と県内のほうが高く、さらに申し上げれば13か月連続で東北六県のトップを維持している状況となっております。県内における人手不足はこの数値から読み取れるとおり大変重要な課題となっております。加えて最近第5類に分類されましたけれども、長引くコロナ禍により非正規雇用で働く者などへのセーフティネットの脆弱性が露呈されたところがございます。さらに、長引く物価高騰は、最低賃金近傍で働く者の暮らしにとっても大きな影響を及ぼしております。その処遇改善はまさに焦眉の課題であると考えております。反面、原材料高騰、コスト高騰などにより中小・零細企業が9割超を占める県内においては価格転嫁もなかなか進まず、非常にご苦労されている実態も現実でございます。先ほどご紹介ありましたが連合山形では3月24日に県内の11機関・団体に価格転嫁に関する共同宣言を行いました。国が推進するパートナーシップ構築宣言の拡大と実効性向上に向けた取り組みを進めることを確認してまいったところでございます。昨年度の改定の結果では全国加重平均が961円となり山形県は854円となっております。だがしかし、当該水準では県内で年間2,000時間働いたとして年収171万円程度でありセーフティネットとして不十分と言わざるを得ません。また、地域間格差も大きな課題であります。218円という中央との額差を早期に改善しなければ、山形県から都市部への労働力の流出につながり県内経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかり、さらに申し上げれば、地域経済が破綻してしまうおそれもあるのではないのでしょうか。特に山形県では一人親や子育て世代の貧困層が拡大しておりますので、その多くの方々が最低賃金近傍での就労を余儀なくされております。そのことは山形県の喫緊の課題でもある少子高齢化・人口減少を拡大することにもつながります。山形県の最低賃金の果たす役割は極めて重要性が拡大しているのではないかと考えております。今求められているのは雇用の安定とともに経済・社会の活性化の源となる人への投資かと思えます。最低賃金を早期に誰でも1,000円に引き上げまして、最低賃金近傍で働く方々の生活の安心・安全を担保すると同時に、監督行政の強化のもと、その実効性を高めていくことが非常に重要ではないかと考えております。連合山形では、このような状況を踏まえまして、すべての働く者の底上げ底支え、格差是正、そして山形県の最低賃金の大幅引上げや法の遵守について広く県民に訴え、理解をいただいて署名運動を行ってまいりました。6月27日現在で昨年の同時期を上回る38,475筆という多くの賛同をいただいている状況でございます。多くの県民の声として重く受け止めていただき、山形県の最低賃金はどうか、この審議会でお互い納得ができるよう議論を尽くして導き出したいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○村山会長 ありがとうございます。では、続いて使用者側いかがでしょうか。

○使用者側：丹委員 中央最低賃金審議会の目安審議もこれからですので、そういった経過も見極めつつ、専門部会のほうで我々の意見等々を述べさせていただいて、真摯に議論していきたいと考えています。

○村山会長 ありがとうございます。他にご意見のある委員がいらっしゃいましたらお聞きしたいと思いますが、双方いかがでしょうか。今日の段階ではとりあえずよろしいでしょうかね。それでは、議事の6審議日程に進みます。今後の日程につきまして事務局案をご説明ください。

○事務局：高橋 まず、中央最低賃金審議会の日程ですが、6月30日に諮問がなされまして、同日、1回目の小委員会が開催されました。その後、4回か5回の日安小委員会で審議が行われ7月下旬に目安額が答申されるという流れで進むものと想定されます。27 ページ資料Ⅱ-1 をご覧いただきたいと思います。当審議会は、本日、地域別最低賃金の諮問を受け、今後は、関係労使からの意見聴取、中央最低賃金審議会から示される目安額の伝達、地域別最低賃金の答申、特定最低賃金の改正の必要性の諮問及び答申、地域別最低賃金の答申について異議の申出があった場合は異議の取扱いについての審議、さらに、特定最低賃金の改正の必要性に係る答申の内容によりますけれども、特定最低賃金の調査審議の諮問に係る本審議会の開催が必要となります。今年度の審議日程について事務局案を申し上げます。本日の第1回本審議会に続きまして、7月24日に第2回本審議会に関係労使参考人からの意見聴取、地域別最低賃金専門部会については、7月25日に第1回の専門部会を開催し、部会長の選出と第2回目以降の専門部会の日程を決めていただきます。事務局案としては、8月2日、3日、8日、10日、17日での開催を考えております。8月18日第3回本審議会にて答申を頂きまして、9月5日第4回本審議会にて異議申出があればその取扱いについて審議頂きまして、ここで異議を認めず答申のとおりとするとなった場合には直ちに官報公示の手続きを進めまして、10月14日から効力発生となる日程に進めさせていただきたいと考えております。また、特定最低賃金につきましては、8月18日の第3回本審議会にて改正の必要性について諮問と審議、9月5日の第4回本審議会にて改正の必要性についての答申を頂きまして、そこで必要性が認められた場合は直ちに改正の諮問を行います。その後、専門部会で審議頂きまして、例年どおり12月25日から効力発生とするには、答申を頂くための本審議会を10月25日までに開催する必要がございます。近いうちに日程調整をさせていただければと思っております。

○村山会長 ただ今、ご説明のありました日程についての事務局案ですが、ご質問等ございますでしょうか。このうち9月5日までの日程につきましては、既に委員の皆様のご都合を事前にお伺いした上で調整した結果のものでございますので、この日程でご了承いただきたいと考えています。よろしいでしょうか。それではこの日程で進めることとさせていただきます。続いて、議事の7専門部会の設置について事務局から説明をお願いします。

○事務局：高橋 専門部会の設置及び専門部会委員の任命についてご説明いたします。本日、山形労働局長から山形県最低賃金の改正決定について諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項及び当審議会運営規程第4条に基づきまして山形県最低賃金専門部会を設置することとなります。つきましては、本日から2週間7月21日までの間、専門部会委員の推薦を募ります。推薦のあった方の中から労使それぞれ3名の委員を任命いたします。公益委員につきましては本審議会の公益委員の中から3名を任命いたします。

○村山会長 専門部会の設置に関するただ今の説明につきまして特段質問はございませんでしょうか。よろしいですね。それでは、議事の8関係労使からの意見聴取について事務局から説明をお願いします。

○事務局：高橋 7月24日午前10時から開催を予定しております第2回本審議会におきまして、最低賃金法第25条第5項に基づき、関係労使の代表の方、それぞれ3名以内の方から最低賃金の改正決定に係るご意見をお聞きしたいと考えております。なお、これと並行して意見聴取に関する公示を本日から3週間7月28日まで行いまして、書面での提出を受け付けることといたします。

○村山会長 意見聴取につきましては、ただ今説明がありましたような進行としたいと思いますが各側よろしいですね。それでは、念のため審議日程を改めてご説明ください。

○事務局：高橋 それでは再度日程を確認していきたいと思っております。27 ページ資料Ⅱ-1 をご覧ください。第2回の本審議会を7月24日午前10時から開催し、労使各側参考人の方から意見聴取を行うこととします。第1回専門部会を7月25日午後1時30分から開催します。そこでは部会長、部会長代理の選出などをしていただきまして、また、その日の段階ではまだ中央最低賃金審議会の目安答申はないと思われまますので、中央最低賃金審議会の審議状況等についてお伝えしたいと考えております。第2回の専門部会を8月2日に開催し、おそらくそこで目安額の伝達を行うことになるかと思っております。その後は、8月3日、8月8日、8月10日、間にお盆を挟みまして、8月17日まで、計6回の開催を予定しております。8月18日午前10時から第3回本審議会を開催しまして、そこで答申を頂きまして、その後、特定最低賃金の必要性の諮問を行います。9月5日に第4回本審議会を開催しまして、異議の申出があれば異議の取扱いについて審議頂き、そこで異議を認めないとの結論になれば直ちに官報公示の手続に入ります。また特定最低賃金の必要性に係る答申を頂きまして、必要性が認められた場合は特定最低賃金の改正諮問を行う、という流れで進めさせていただきたいと考えております。

○村山会長 改めて確認をいたしましたこの審議日程で進めるということにさせていただきます。よろしいですね。それでは、議事の最後、その他ですが、事務局あるいは労側、使側それぞれ何かこの場でご発言はございますでしょうか。よろしいですね。それでは、次回の第2回本審議会ですが、第一部では関係労使の参考人意見聴取、第二部では基礎調査結果の報告を受けることを予定しております。例年どおり参考人意見聴取の部分につきましてはそれぞれの所属する会社の中での具体的な話が出るというのが通例でありますので、その部分につきましては審議会を非公開にしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）それでは、次回第2回の本審議会につきましては参考人意見聴取の部分は非公開、基礎調査結果の報告の部分は公開ということにしたいと思います。最後になりますが、本年度の審議会につきましてもタイトな日程の中でのご審議をお願いすることとなりますが、県民の皆様の期待、注目も特に大きいものと思われまますので、全会一致での答申に向けまして、労使各側委員のご協力、建設的なご議論を重ねてお願いしたいと思います。そのことを強調させていただいたうえで、本日の第1回審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。